

2022年12月19日

議案第51号、議案第52号及び議案第53号反対討論

2022年12月19日

日本共産党議員団 梶田進

議長のお許しを得ましたので、議案第51号「武豊町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、議案第52号「武豊町長、副町長の給与に関する条例の一部改正について」及び議案第53号「武豊町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部改正について」反対の立場で討論いたします。

議案第51号、議案第52号及び議案第53号は、「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正に準拠し、また、近隣市町の状況を踏まえて、期末手当の支給割合の改正を行うもの。との説明がありました。

「法改正」に準拠イコール人事院勧告によるものです。そもそも人事院勧告は一定数の民間企業の平均値をもって算出しており、その結果を公務員に適用すること自体に無理を生じることにつながる危険性があることをまずもって指摘します。

議案第51号は、議員の期末手当の支給割合の改正です。そもそも議員報酬の報酬とは、勤労・骨折りに対するお礼のお金や品物。地方議会議員の一年間の手当であって生活給ではないという点です。(三省堂 国語辞典)

現在、国民は異常な低金利政策、ロシアのウクライナ侵略による国際的な物価高騰、さらに円高による物価高騰で厳しい生活環境にあります。国際経済協力機構(OECD)加盟国中唯一の経済成長、勤労者の賃金上昇ほぼゼロという国民生活。このような事態にあるにもかかわらず、岸田文雄首相・政権は国民生活を守るべき施策を実行せず、東アジア地域での緊張が高まっているとして、国会の議論も、総選挙で

国民の信を問うこともなく先制攻撃も辞さない軍備増強を閣議決定しました。このような施策のもとで、生活設計が立たない国民の苦しみの中で、同じ社会で生活をしている議員の生活も厳しいといえますが、議員報酬は基本的な生活費とは言えないことから、現状維持が妥当であると考えます。

議案第52号及び議案第53号は、町長、副町長、教育長の給与改定、期末手当改定ですが、町長給与月額87万円、副町長月額69万円、教育長月額63万5千円であります。この給与額は一般公務員から見るならば、相当高額であります。町3役としての給与として妥当かどうかは別として、今すぐ生活に影響しない程度の金額が支払われているものと考えます。

現在厳しい生活環境に置かれている町民感情から見て、町長、副町長、教育長の期末手当については、現状維持、据え置きが妥当と考えます。

最後に、武豊町には議員報酬、特別職の給与改定については、「武豊町特別職報酬等審議会設置条例」があり、議員報酬、特別職給与等について諮問、答申を受けることが必要です。今回の期末手当改正については省略されています。平成29年2月7日の答申「武豊町議会議員の報酬月額及び武豊町特別職の給料月額について」4付帯決議 今後の武豊町特別職報酬等審議会の開催については、急激な情勢の変化を除き、今回同様、隔年に開催されることを望む。と記されていますが、現3議案は無視されて議案上程されています。

以上、議案第51号「武豊町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、議案第52号「武豊町長、副町長の給与に関する条例の一部改正」及び、議案第53号「武豊町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部改正について」の反対討論とします。